2026年11月19日

各　位

会社名　　株式会社オルトプラスホールディングス
代表者名　　代表取締役　　石井　武
（コード番号：3672　東証スタンダード市場）
問い合わせ先　　取締役　　石原　優
（Tel．050-5306-9094）

資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関するお知らせ

当社は、本日（2026年11月19日）開催の取締役会において、2026年12月24日開催予定の当社第17回定時株主総会にて議案「資本金及び資本準備金の額の減少の件」並びに「剰余金の処分の件」（以下「本件」と総称します）を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．資本金及び資本準備金の額の減少の件

１）資本金及び資本準備金の額の減少の目的

当社は、今後の資本政策上の機動性及び柔軟性を確保することを目的として、会社法第447条第１項及び会社法第448条第１項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の一部を減少させ、減少する資本金及び資本準備金の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

なお、本議案は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目間の振替処理であることから、当社の純資産額に変更はございません。また払戻しを行わない無償減資であり、発行済株式総数の変更はありませんので、株主の皆さまの所有株式数や１株当たり純資産額に影響が生じることはございません。

２）資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

2026年10月31日現在の資本金の額66,000,400円のうち、56,000,400円を減少して10,000,000円とし、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。ただし、資本金の額の減少の効力発生日までの間に、2026年11月12日付「第三者割当による新株式及び第13回乃至第15回新株予約権の発行、第１回無担保普通社債（私募債）の発行、買取契約の締結、定款の一部変更並びに第11回新株予約権及び第12回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」にて公表いたしました新株式の発行又は当社の新株予約権の行使に伴う新株式の発行により資本金の額が増加した場合には、当該増加額と同額を上記の減少額に加えて減少することにより、最終的な資本金の額を10,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少が効力を生じる日

2027年２月28日

３）資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

2026年10月31日現在の資本準備金の額66,000,400円のうち、56,000,400円を減少して10,000,000円とし、減少する資本準備金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。ただし、資本準備金の額の減少の効力発生日までの間に、上記の新株式の発行又は当社の新株予約権の行使に伴う新株式の発行により資本準備金の額が増加した場合には、当該増加額と同額を上記の減少額に加えて減少することにより、最終的な資本準備金の額を10,000,000円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生じる日
2027年2月28日

２．剰余金の処分の件
１）剰余金の処分の目的
当社は、2026 年９月期末において利益剰余金の欠損額 1,320,912,958 円を計上しております。この欠損額を補填し、今後の資本政策上の機動性及び柔軟性を確保することを目的として、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金の一部を減少し、繰越利益剰余金に振り替えるものであります。これによって、当社の繰越利益剰余金の欠損が解消されることとなります。
２）剰余金の処分の内容
会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金の一部を減少し繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたします。
(1) 減少する剰余金の項目及びその額
その他資本剰余金　1,320,912,958円
(2) 増加する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金　　1,320,912,958円
(3) 効力発生日
2027年2月28日

３．資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の日程
１）取締役会決議日　　：2026年11月19日（本日）
２）定時株主総会決議日　　：2026年12月24日（予定）
３）債権者異議申述公告日　　：2027年１月15日（予定）
４）債権者異議申述最終期日　　：2027年２月15日（予定）
５）効力発生日　　：2027年２月28日（予定）

４．今後の見通し
本件は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理に関するものであり、当社の純資産額に変動はなく、業績に与える影響はありません。また、発行済株式総数にも変更はないため、１株当たりの純資産額に影響を与えるものではありません。
なお、本件は、2026年12月24日開催予定の第17回定時株主総会において、それぞれ承認可決されることを条件としております。

以上